

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」についてのQ&A

	条例	項目	問	答
1	第4条	非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示	概要とはどのようなものか。	施設等の立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたもの。
2	第4条	非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示	計画とは別に概要を作成して掲示しなければならないのか。	計画全体を掲示しても差し支えない。
3	第4条	非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示	掲示の方法はどのようにすればよいか。	見やすい場所に概要や計画を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
4	第4条	非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示	居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいか。	サービスの特性によって盛り込むべき内容は異なるが、基本的には、非常災害時に利用者の安全が確保できるように定めるものである。居宅サービス事業の場合、非常災害の状況に応じた、利用者ごとの避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておくことが必要である。
5	第5条	非常災害時の連携協力体制の整備	関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。	地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練への施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうことなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団との協力体制を確保しておくことが重要である。
6	第5条	非常災害時の連携協力体制の整備	避難訓練の実施回数ほどの程度とすればよいか。	児童福祉施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項の規定に基づき、少なくとも毎月1回は、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。 その他の施設において、防火管理者の設置が義務づけられている施設にあっては、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上実施しなければならない。また、防火管理者を置かない施設にあっては、訓練の実施に努めること。
7	第6条	研修の実施及び研修の機会の確保	社会福祉施設等が行う研修にはどのようなものを想定しているか。	適切なサービスが提供できるよう、施設の実情を踏まえて、従業員の資質向上のための研修を実施すること。 障害者の虐待や権利擁護、個人情報保護、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止、事故発生防止等の研修が考えられる。
8	第8条	業務の質の評価等	外部の者による評価について、どのような方法があるか。	各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなど、の方法により、提供サービスの質の向上を図るための評価を定期的実施することなどが考えられる。
9	第9条	給食における地産地消の推進	県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。	献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設けるなどして、県産食材や県特産品を可能な限り使用した食事や、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。